農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告

下記１の国有財産は、農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことが可能となったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して３箇月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定による買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成 21 年８月６日

農林水産大臣　石破　　茂

記

１国有財産の表示	買収前の所有者の氏名２及び最後に知り得た本籍
新潟県見附市西今町521番１ 用悪水路　33㎡	石田喜一郎 東京都本所区相生町二丁目10番地

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年８月６日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年７月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西松建設株式会社　代表取締役　近藤　晴貞　東京都港区虎ノ門１―20―10　国土交通大臣許可（特―19）第1100号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

東京都における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成21年８月７日から平成21年８月21日までの15日間

４　処分の原因となった事実　西松建設株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降財団法人東京都新都市建設公社が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成20年７月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社は、これを不服として審決取消を求める請求を東京高等裁判所へ提訴したが、平成21年５月29日請求が棄却され、その判決が確定している。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年８月６日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成21年７月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社淺沼組　淺沼　健一　大阪府大阪市天王寺区東高津町12―６　国土交通大臣許可（特―19）第2438号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

東京都の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成21年８月７日から平成21年８月21日までの15日間

４　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降、財団法人東京都新都市建設公社（以下、「公社」という。）が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反し、公社発注の特定土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが、平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成20年７月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。また、その後の東京高裁による審決の取消訴訟において、当該訴えが棄却され平成21年６月13日に判決が確定した。

これらのことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年８月６日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成21年７月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社錢高組　錢高　善雄　大阪府大阪市西区西本町２―２―111　国土交通大臣許可（特―17・21）第3250号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

東京都の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。